

インドにおける R マーク「®」と TM、SM マークの使用



Rouse & Co. International(India) Ltd.

Ranjan Narula

Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。インドオフィス(ニューデリー)は 1992 年設立。現地事務所と連携し、知的財産に係る全般的なサービスを提供している。Narula 氏は弁護士として、20 年以上に亘り 500 以上の民事および刑事訴訟を代理している。

一般的に TM(Trade Mark)マークは、未登録商品商標(所有者の商品に関連して使用される商標)を意味するものと見なされ、SM(Service Mark)マークは、未登録サービス商標(所有者が提供するサービスに関連して使用される商標)を意味するものと見なされる。他方、R マーク「®」は、有効な登録商品商標または登録サービス商標を意味するものとして使用されている。

これらの表示は、商標登録の有無や商標に対する所有権を所有者が主張することを示す。これら表示はまた、一般公衆に対する告知の役割を果たしており、登録商標と未登録商標の双方にとって重要なものである。したがって、所有者は自らの商標に常にこれらマークを付して、取引においてその関連性を表示することにより、商標の識別的な価値を維持することが望ましい。所有者は、商品またはサービス(役務)の提供に際して、商標登録出願後直ちに、TM マーク、SM マークを自由に使用することができる。商標出願が登録されると、当該商標の所有者は TM マーク、SM のマークを R マーク「®」に切り替える権利を有する。R マーク「®」を使用することにより、当該商標が登録されており、法的に保護されていることを明確に表示することができる。

しかし、係属中で未登録の商標に R マーク「®」を付することは、係属中である商標を登録済みであると虚偽表示したこととなり、インド商標法第 107 条違反に該当し、懲役または罰金、もしくはその両方を科される可能性がある。

■インド商標法第 107 条 - 虚偽の商標登録表示に対する罰則

(1)何人も次に掲げる表示をしてはならない。

- (a)登録商標でない商標に関して、登録商標である旨の表示、または
- (b)登録商標の一部として分離して登録を受けていないものについて、分離して商標として登録を受けている旨の表示、または
- (c)実際には指定商品でない商品もしくは役務（サービス）について、登録商標が登録されている旨の表示、または
- (d)登録簿に登録された制限に鑑みて排他的使用の権利が及ばない状況下において、登録商標の排他的使用の権利がある旨の表示

(2)何人かが(1)の規定の何れかに違反したときは、その者を、3 年以下の禁固もしくは罰金に処し、またはこれらを併科する。

(3)本条の適用上、インドにおいて商標に関し、「登録済」の語または明示的か黙示的かを問わず、登録を意味するその他の表現、象徴、もしくは標識を使用することは、次に掲げる場合を除き、登録簿の登録を意味するものとみなす。

- (a) その語または他の表現、象徴、もしくは標識が、少なくともこれらと同じ大きさの文字で表されたものであり、かつ、インド以外の国の法律であって当該登録が事実、効力を有する国の法律による商標としての登録への言及を表示する語と直接の関連をもって使用されている場合、または
- (b) 前記他の表現、象徴もしくは標識が、(a)に掲げられた登録に対する言及を表示することが自明である場合、または
- (c) 前記の語が、インド以外の国の法律により登録された商標に関して、かつ、その国に対して輸出される商品のみについて、もしくはその国において利用のサービスのみについて使用される場合

TM マーク、SM マーク、R マーク「®」の使用は、模倣者や侵害者に対する、これらの商標を模倣してはならないという間接的な警告を意味する。これらマークは、明確なメッセージとして機能するため、その商標と同一または類似し、業者や

一般消費者の間に混同を生じるか、これらの人々を欺瞞する可能性が高い商標が使用された場合、所有者はかかる違法使用または不正使用に対して、刑事訴訟または民事訴訟を提起することができる。

■ 留意事項

物品、プレスリリース、広告、ウェブサイトなどでは商標またはサービス商標に常にTM マーク、SM マークおよびR マーク「®」を使用することが望ましい。これら表示を明記することにより、関連する業界や一般消費者に対して、自らがその商標の所有者であるというメッセージを伝達することができる。

■ 参考情報

・インド商標法 第 107 条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)